

具体的かつ詳細な随意契約理由について(業務委託)

様式13

No.	案 件 名 称	委託種目	契約の相手方	契約金額(税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	令和8年度 ハラスメント通報受付及び相談対応業務委託(単価契約)	25 その他	弁護士法人 色川法律事務所	2,178,000	令和8年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
2	令和8年度 総務事務システム運用保守業務委託	01 情報処理	株式会社日立製作所 関西支社	933,706,994	令和8年4月1日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項2号	W2	適用
3	令和8年度 オンラインタイムレコーダ取付等業務委託(概算契約)	01 情報処理	アマノ株式会社 大阪支店	1,320,000	令和8年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
4	令和8年度 阿倍野防災拠点(あべのフォルサ)昇降機設備保守点検業務委託	02 機械設備等 保守点検	株式会社日立ビルシステム 関西支社	4,630,560	令和8年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
5	令和8年度 職員人材開発センター電気工作物保守点検業務委託	02 機械設備等 保守点検	日本管財株式会社	3,353,900	令和8年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	-
6	令和8年度 大阪役所本庁舎通信設備保守点検業務委託	03 通信設備 保守点検	協和テクノロジズ株式会社	8,906,700	令和8年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
7	令和8年度 大阪役所本庁舎昇降機設備保守点検業務委託	02 機械設備 等保守点検	日本オーチス・エレベータ株式会社	19,471,320	令和8年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
8	大阪市例規第221～225号作製業務及び例規執務サポートシステムデータ作成・更新業務(インターネット版を含む)並びに大阪市例規第220～224号加除業務委託	01 情報処理	株式会社ぎょうせい	7,051,000	令和8年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G31	-
9	令和8年度 文書管理システム運用保守業務委託	01 情報処理	日本電気株式会社 関西支社	114,180,000	令和8年4月1日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項2号	W2	適用
10	令和8年度 庁内情報利用端末及び仮想デスクトップ環境におけるOS定期更新に伴う文書管理システム動作検証業務委託	01 情報処理	日本電気株式会社 関西支社	6,990,500	令和8年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3、G4	-
11	令和8年度 公文書館電気工作物保守点検業務委託外8件	02 機械設備等 保守点検 04 消防設備保守点検	日本管財株式会社	7,162,100	令和8年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	-
12	令和8年度 公益通報に係る外部受付窓口設置運営業務委託	26 その他	弁護士 東 重彦	1,078,000	令和8年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G2	
13	新採用者フォローアップ研修	09 研修	株式会社バトス	2,514,300	令和8年4月28日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	-
14	グローアップ研修(採用3年目)	09 研修	ビジョンシーク株式会社	2,130,700	令和8年4月28日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	-
15	管理職層研修	09 研修	ビジョンシーク株式会社	1,529,000	令和8年4月28日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	-
16	キャリア研修	09 研修	ビジョンシーク株式会社	3,367,100	令和8年4月28日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	-
17	令和8年度 指導管理者向け研修及び特別研修	09 研修	ビジョンシーク株式会社	2,226,402	令和8年5月15日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	-
18	管理職育成アセスメント研修	09 研修	株式会社マイナビ	15,229,500	令和8年5月21日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	-
19	令和8年度 阿倍野防災拠点(あべのフォルサ)受変電設備VCB等取替業務委託	02機械設備等 保守点検	日本管財株式会社	1,496,000	令和8年6月16日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	-
20	令和8年度 文書管理システムデータ移行関連業務委託	01 情報処理	日本電気株式会社 関西支社	75,075,000	令和8年6月30日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項2号	W2	適用

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 ハラスメント通報受付及び相談対応業務委託（単価契約）

2 契約の相手方

弁護士法人 色川法律事務所

3 随意契約理由

本業務は、ハラスメント被害者等からの通報を受け付け、通報内容の確認や被害者の意向確認を行い、さらに事案の解決を見据え、法的な視点も踏まえた論点の整理や本市調査への助言を行うものである。

通報受付時には、通報者の心理的安全性を確保するとともに個々の状況に配慮しながら、その対応を適切に行うことが求められるほか、最終的に訴訟に発展するケースも見込まれるため、通報の初期段階から法的な観点を踏まえた対応が望まれる。

また、通報内容には、本市の行政運営や実務、関係規程を踏まえた判断が必要な事案が想定されるため、単なる通報への対応にとどまらず、本市が実施する事実確認・調査の進め方に関する助言（聴取事項、留意点、二次被害防止、証拠保全、守秘・個人情報取扱い等）や、事案終結を見据えた論点整理及び再発防止に資する提案を行う必要がある。更には、職場環境の速やかな改善のためにも、迅速な対応が求められることから、通報受付の段階から事案の終結まで一体的に対応できる高度な専門性と実務経験が不可欠である。

以上のことから、ハラスメント事案への対応についての豊富な知識・経験を有するほか、本市の行政実務に精通し、法律の専門家として、専門的見地から事案解決に向けて本市に対し意見、助言等を行うことができる相手方に依頼する必要がある。

この点、弁護士法人色川法律事務所は、複数の本市訴訟委任弁護士を擁し、本市の争訟事件（人事委員会の審査請求事件、免職処分取消請求事件等）を数多く担当するなど、本市の行政実務に精通しているほか、本市以外の民間企業や自治体からのハラスメント通報受付業務の受託実績も多数あり、豊富な実績を兼ね備えている。

また、当該法律事務所は24名の弁護士を擁しており、通報案件が重なる等繁忙となった際にも十分に対応できる体制を備えていることから、通報に対し遅滞なく対応することが可能である。これに加え、当該法律事務所に所属している高坂佳郁子弁護士及び高橋直子弁護士は、令和5年度以前に本市のセクシュアル・ハラスメント等に関する外部専門相談員を受嘱していたほか、本市のハラスメント事案の内部相談窓口である所属内相談員に対するハラスメント相談員研修においても講師を務め、セクシュアル・ハラスメント等だけでなく、パワーハラスメントに関する専門的な講義も担っており、より本市の事情に精通している弁護士である。そのため、他の弁護士が受け付けた案件において疑義が生じた場合には、当該2名の弁護士が適宜必要な助言を行い、通報内容が特に高度なものに関しては、当該2名の弁護士が直接担当するなど、本市事情を踏まえる必要があるような特殊な事案にも対応できる十分な体制を整えている。

以上のとおり、弁護士法人色川法律事務所は、本市の求める本業務の適正な運営が可能な唯一の弁護士事務所であることから、特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

総務局人事部人事課人事グループ（電話番号 06 - 6208 - 7514）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度総務事務システム運用保守業務委託

2 契約の相手方

株式会社日立製作所 関西支社

3 随意契約理由

株式会社日立製作所は、総務事務システムの開発業者であることから、本システムの内容、使用機器構成、処理方法などについて熟知しており、当該事業者以外では技術面の対応が不可能かつ不具合復旧後の性能・作動状態等を保証することができないため。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

5 担当部署

総務局人事部管理課（電話番号 06-6105-2054）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度オンラインタイムレコーダ取付等業務委託（概算契約）

2 契約の相手方

アマノ株式会社 大阪支店

3 随意契約理由

オンラインタイムレコーダ及びその打刻情報を収集するシステムの総合通信ソフトウェアを開発した事業者は、アマノ株式会社である。オンラインタイムレコーダに関する移設等の施工については、本市の独自仕様に合わせた機器設定が必要であり、同製品の内部構造に精通し、総合通信ソフトウェアの設定内容の把握が必須であるため、アマノ株式会社は本業務を履行できる唯一の事業者である。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

総務局人事部管理課（電話番号 06-6105-2059）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度阿倍野防災拠点（あべのフォルサ）昇降機設備保守点検業務委託

2 契約の相手方

株式会社日立ビルシステム関西支社

3 随意契約理由

本件昇降機設備は、株式会社日立製作所が製造したものであり、その保守部門である株式会社日立ビルシステムは、保守点検において同昇降機設備専用のシステムを保持し、製造業者でなければ知り得ない技術に精通しており、当該会社以外では技術面の対応が不可能であることから同社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

総務局職員人材開発センター（電話番号06-6636-2490）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 職員人材開発センター電気工作物保守点検業務委託

2 契約の相手方

日本管財株式会社

3 随意契約理由

本業務の遂行に当たっては、市設建築物等の建築年数、規模及び設備等の状況を理解し、施設所管担当からの相談に対して適切な実施方法を提案するとともに、自ら点検・修繕を実施するために、高度で専門的な技術力や知識等を要する。

また、設計・監理業務を適正に行うことができる知識及び経験を有していることや、法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていることなど、本業務を公正に行うことができる能力が求められ、それらの性質及び目的が競争入札に適さないものであることから、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、日本管財株式会社が評契約相手方として最適であるとのことであつたため、その意見を踏まえ、日本管財株式会社と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

総務局職員人材開発センター（電話番号 06-6636-2490）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 大阪市役所本庁舎通信設備保守点検業務委託

2 契約の相手方

協和テクノロジー株式会社

3 随意契約理由

本業務は、本庁舎の通信設備保守点検業務を行うものであるが、業務を行うに当たっては、本設備の機器構成や本設備上で稼働している課金処理システムの仕組みなどについて十分に理解し、障害発生時には本庁舎における各種業務に支障を来さないよう迅速かつ的確に対応することが必要不可欠である。また、本設備の性能保証及び施工責任の所在を明確にする観点から、設備管理及び保守点検業務は一貫して行う必要がある。

協和テクノロジー株式会社は、本設備の機器構成及び設置施工を行っていることから、機器構成、性能、課金処理システムの仕組みなどを熟知しており、本業務を実施できる唯一の業者である。

したがって、本業務について協和テクノロジー株式会社を特名とし随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

総務局行政部総務課庁舎管理グループ（電話番号 06-6208-8197）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 大阪市役所本庁舎昇降機設備保守点検業務委託

2 契約の相手方

日本オーチス・エレベータ株式会社

3 随意契約理由

本業務委託は、本庁舎に設置された昇降機設備を保守点検するものであり、常時高い頻度で稼働する昇降機設備を安全に保ち、かつ故障あるいは災害時には迅速に修理及び復旧することが要求される。

日本オーチス・エレベータ株式会社は、本庁舎昇降機等設備の施工業者であることから、当該設備の電子化された制御系システム及び高い安全性を確保するための調整方法等の同社しか知り得ない保守管理における優れたノウハウを有しており、本業務を実施することができる唯一の業者である。

以上の理由から、本業務について日本オーチス・エレベータ株式会社を特名とし、随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

総務局行政部総務課庁舎管理グループ（電話番号 06 - 6208 - 8197）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市例規第 221～225 号作製業務及び例規執務サポートシステムデータ作成・更新業務（インターネット版を含む）並びに大阪市例規第 220～224 号加除業務委託

2 契約の相手方

株式会社ぎょうせい

3 随意契約理由

行政課においては、例規執務サポートシステム（以下「本件システム」という。）を利用して、本市の条例、規則等を検索することにより、リスク審査事務、訴訟事務、例規審査事務、行政不服審査事務等の法務事務に活用しており、事務の効率化を図っている。また、本件システムを簡略化したインターネット版を本市ホームページに掲載することにより、市民の閲覧に供するとともに、職員が事務の参考にできるようにしている。

本件システムを上記審査業務等に活用するためには、その前提として、一字一句まで正確な規程で構成されたデータベースでなければならぬため、本業務の契約相手方は、過去から蓄積してきた本市の規程の台本やデータを保有していること及び法令集の編集について高度の実績を有することが必須条件となる。

その点で「株式会社ぎょうせい」は、法令集の編集について高度の実績を有するとともに、昭和 24 年 9 月（昭和 36 年 4 月改版）台本作成以来、本市例規集の追録発行・加除業務を行っており、本市の規程の台本やデータを保有している唯一の業者である。

よって、本業務については、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定による特名随意契約を行った。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

総務局行政部行政課法務グループ（電話番号 06-6208-7442）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度文書管理システム運用保守業務委託

2 契約の相手方

日本電気株式会社 関西支社

3 随意契約理由

日本電気株式会社は、文書管理システムの構築業者であることから、本システムの内容、使用機器構成、処理方法などについて熟知しており、障害発生時には迅速かつ的確に対応できる唯一の業者である。

本システムの安定的かつ円滑な運用を図る観点から、日本電気株式会社に業務を委託するものである。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

5 担当部署

総務局行政部行政課文書グループ（電話番号 06 - 6208 - 7433）

随意契約理由書

1 案件名称

令和 8 年度庁内情報利用端末及び仮想デスクトップ環境における OS 定期更新に伴う文書管理システム動作検証業務委託

2 契約の相手方

日本電気株式会社 関西支社

3 随意契約理由

庁内情報利用端末及び仮想デスクトップ環境における OS の定期更新に伴う文書管理システム動作検証を行うに当たっては、本システムの内容、使用機器構成、処理方法などについて十分に理解し、障害発生時には迅速かつ的確に対応できることが不可欠である。本システムは、日本電気株式会社が構築業者であり、システムの改修作業を正確かつ的確に対応できる能力を有する唯一の業者である。

また、同社とは本業務の実施と密接不可分な関係にある文書管理システム運用保守業務委託契約を締結しており、同一業者以外の者に履行させた場合、責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。

よって、同社に本件動作検証業務を委託するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

総務局行政部行政課文書グループ（電話番号 06 - 6208 - 7433）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 公文書館電気工作物保守点検業務委託外8件

2 契約の相手方

日本管財株式会社

3 随意契約理由

公文書館における保守点検業務や修繕業務は、日常的に施設を利用する市民の利便性や安全性を確保するため、適切かつ確実に実施する必要がある。施設管理にかかる適切な点検の実施や緊急対応並びに施設の修繕等については、中央監視設備と空調設備といった相互に関連する設備の不具合に対して総合的に対応できる幅広い技術力、停電や設備の故障時に対する対応、設備の劣化や故障状況に応じた修繕提案など、施設を維持管理するための総合的かつ高度で専門的な技術力や知識が求められる。また、点検実施については、複数の施設で多種多様な点検を実施するため、円滑に履行期限内に実施する効率性や経費の縮減を考慮した内容が求められるほか、法改正等にも適時対応しなければならないものである。これらの業務を円滑に実施していくためには、契約相手方の決定に当たり、実施事業者及び配置予定技術者の実績・経験・能力をはじめ、緊急時を含めた業務実施体制、良好な施設管理に資する方策、保守点検等の業務を効率的・効果的に実施する方策などを客観的に評価した上で、実施事業者とする必要があることから、本業務の性質及び目的が競争入札に適さない。

以上の理由から、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、日本管財株式会社の評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、日本管財株式会社と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

総務局行政部公文書館（電話番号 06-6534-1662）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度公益通報に係る外部受付窓口設置運營業務委託

2 契約の相手方

弁護士 東 重彦

3 随意契約理由

大阪市公正職務審査委員会（以下「委員会」という。）は、職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例（以下「条例」という。）第27条第2項の規定に基づき、その指名した委員に、委員会の権限に属する事務の一部である「条例第2条第1項に規定する公益通報の受付（ただし、郵便及び電子メールによる方法に限る。）」業務を行わせることができることとなっている。このことから、本業務は、委員会で指名された委員（委員全員の一致が必要）以外の者に行わせることができない。

令和8年4月1日、大阪市公正職務審査委員会委員に東重彦氏が就任した上で、同日の委員会にて東氏が指名され、上記業務を行わせる決定がなされたため、当該委員と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

総務局監察部監察課（電話番号 06-6208-7448）

随意契約理由書

1 案件名称

新採用者フォローアップ研修

2 契約の相手方

株式会社パトス

3 随意契約理由

本市職員研修について、大阪市人材育成・確保基本方針に基づいた研修を実施するに当たって、専門的知識や他都市等における豊富な実践、経験を備えた外部講師を活用した研修業務の実施に向けて、公募型プロポーザル方式により、請負事業者の選定を行った。

上記事業者は、上記案件において総合的に優れた提案を行ったため、同事業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

総務局職員人材開発センター（電話番号 06-6636-2490）

随意契約理由書

1 案件名称

グローアップ研修（採用3年目）

2 契約の相手方

ビジョンシーク株式会社

3 随意契約理由

本市職員研修について、大阪市人材育成・確保基本方針に基づいた研修を実施するに当たって、専門的知識や他都市等における豊富な実践、経験を備えた外部講師を活用した研修業務の実施に向けて、公募型プロポーザル方式により、請負事業者の選定を行った。

上記事業者は、上記案件において総合的に優れた提案を行ったため、同事業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

総務局職員人材開発センター（電話番号 06-6636-2490）

随意契約理由書

1 案件名称

管理職層研修

2 契約の相手方

ビジョンシーク株式会社

3 随意契約理由

本市職員研修について、大阪市人材育成・確保基本方針に基づいた研修を実施するに当たって、専門的知識や他都市等における豊富な実践、経験を備えた外部講師を活用した研修業務の実施に向けて、公募型プロポーザル方式により、請負事業者の選定を行った。

上記事業者は、上記案件において総合的に優れた提案を行ったため、同事業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

総務局職員人材開発センター（電話番号 06-6636-2490）

随意契約理由書

1 案件名称

キャリア研修

2 契約の相手方

ビジョンシーク株式会社

3 随意契約理由

本市職員研修について、大阪市人材育成・確保基本方針に基づいた研修を実施するに当たって、専門的知識や他都市等における豊富な実践、経験を備えた外部講師を活用した研修業務の実施に向けて、公募型プロポーザル方式により、請負事業者の選定を行った。

上記事業者は、上記案件において総合的に優れた提案を行ったため、同事業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

総務局職員人材開発センター（電話番号 06-6636-2490）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 指導管理者向け研修及び特別研修

2 契約相手方

ビジョンシーク株式会社

3 随意契約理由

本市職員研修について、大阪市人材育成・確保基本方針に基づいた研修を実施するに当たって、専門的知識や他都市等における豊富な実践、経験を備えた外部講師を活用した研修業務の実施に向けて、公募型プロポーザル方式により、請負事業者の選定を行った。

上記事業者は、上記案件において総合的に優れた提案を行ったため、同事業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

総務局人事部人事課人事グループ（電話番号 06-6208-7511）

随意契約理由書

1 案件名称

管理職育成アセスメント研修

2 契約の相手方

株式会社マイナビ

3 随意契約理由

本市職員研修について、大阪市人材育成・確保基本方針に基づいた研修を実施するに当たって、専門的知識や他都市等における豊富な実践、経験を備えた外部講師を活用した研修業務の実施に向けて、公募型プロポーザル方式により、請負事業者の選定を行った。

上記事業者は、上記案件において総合的に優れた提案を行ったため、同事業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

総務局職員人材開発センター（電話番号 06-6636-2490）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 阿倍野防災拠点（あべのフォルサ）受変電設備V C B等取替業務委託

2 契約の相手方

日本管財株式会社

3 随意契約理由

本業務の遂行に当たっては、市設建築物等の建築年数、規模及び設備等の状況を理解し、施設所管担当からの相談に対して適切な実施方法を提案するとともに、自ら点検・修繕を実施するために、高度で専門的な技術力や知識等を要する。

また、設計・監理業務を適正に行うことができる知識及び経験を有していることや、法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていることなど、本業務を公正に行うことができる能力が求められ、それらの性質及び目的が競争入札に適さないものであることから、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、日本管財株式会社が評契約相手方として最適であるとのことであつたため、その意見を踏まえ、日本管財株式会社と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

総務局職員人材開発センター（電話番号 06-6636-2490）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度文書管理システムデータ移行関連業務委託

2 契約の相手方

日本電気株式会社 関西支社

3 随意契約理由

現行の文書管理システムから共通公文書管理サービスへのデータ移行を遺漏なく確実にを行うに当たり、現行システム内に保存された決裁等の文書、添付ファイル、簿冊その他の情報について、共通公文書管理サービスに移行するためのツール開発及びデータ抽出等の作業を実施する必要がある。現行システムは、日本電気株式会社が構築業者であり、上記作業を正確かつ的確に対応できる能力を有する唯一の業者である。

よって、同社に本件データ移行関連業務を委託するものである。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

5 担当部署

総務局行政部行政課文書グループ（電話番号 06 - 6208 - 7433）